



東広島市営住宅入居者募集

令和7年度版

東広島市 建設部 住宅課 発行

申込みのしおり

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

☎ 082-420-0946

◎ 定期募集は次の日程で行います。

募集 月	募集住宅資料 配布開始日	募 集 期 間	抽 選 日	審 査 日	入居可能日
5月	4月30日(水)	5月12日(月)～16日(金)	6月9日(月)	6月27日(金)	7月中旬頃
8月	7月28日(月)	8月4日(月)～8日(金)	9月1日(月)	9月19日(金)	10月中旬頃
11月	10月31日(金)	11月10日(月)～14日(金)	12月8日(月)	12月26日(金)	1月下旬頃
2月	1月26日(月)	2月2日(月)～6日(金)	2月24日(火)	3月13日(金)	4月中旬頃

※受付時間は、8時30分～17時15分です。

※郵送で申込みする場合は、最終日の17時15分到着分まで受け付けます。

※抽選日は変更されることがあります。

募集住宅資料配布場所

●本庁：建設部 住宅課（本館6階） ●各支所 ●各出張所

※申込みの受け付けは、住宅課窓口のみで行います。

各支所及び出張所では、受け付けできません。

郵送での申込みも可能ですが、必ず住宅課へ送ってください。

募集住宅の資料は、ホームページでも閲覧いただけます。

※資料配布期間以外は閲覧できません。



問 合 せ 先

東広島市役所 建設部 住宅課 住宅係（本館6階）

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 Tel：082-420-0946

目 次

	ページ
1 申込方法・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2 住宅について・・・・・・・・・・	3
3 申込みから抽選結果通知まで・・・・・・・・	4
4 入居資格審査から入居まで・・・・・・・・	5
5 申込資格について・・・・・・・・	6
6 収入基準について・・・・・・・・	10
7 必要な書類・・・・・・・・	20
8 家賃の算定について・・・・・・・・	23
9 選考方法について・・・・・・・・	25
10 特定公共賃貸住宅について・・・・・・・・	27
※公営住宅と異なる部分のみを説明します。	
記入例 ・・・・・・・・	29

1 申 込 方 法

市営住宅へ申込みをされる場合、収入基準、同居親族、住宅の困窮等の資格要件がありますので、この「申込みのしおり」をよく読んでお申込みください。

なお、募集する住宅については、募集期間の1週間前から資料を配布します。

- 市営住宅募集一覧の中から希望する住宅を1つ選び、①市営住宅入居申込書、②市営住宅申込者調査表 の2点に必要事項を記入して住宅課に提出してください。申込みは、1世帯につき1戸のみです。2戸以上申込みされると、全ての申込みが無効になります。
- 土曜日、日曜日及び祝日は受付できません。
- 期間内に届かなかったものは受付できません。
- 申込みの段階で、証明書等の提出は不要です。ただし、入居候補者（抽選当選者）には、入居資格審査時に証明書等を提出していただきます。
- 審査時に提出いただく書類により市税等（延滞金等も含む）の滞納など、虚偽の申請が判明した場合は、その時点で失格となります。申込みにあたっては申込資格に該当するか、十分にご確認ください。
- 法律の改正等により入居資格等一部内容が変更となる場合があります。

2 住 宅 に つ い て

- ① 住宅の内覧は行っていません。
- ② 住宅は入居前に修繕を行いますが、部分的にキズ、汚れが残っている場合があります。
- ③ 住宅（自治会等）によっては、家賃とは別に共益費（浄化槽維持管理費、共用部分の電気代及び水道代等）等が必要な場合があります。
- ④ 住宅によっては、ガス給湯器、網戸等を入居者負担で設置いただく場合があります。また、入居者が設置した場合、退去時には撤去し、原状復旧する必要があります。
- ⑤ クーラー等の冷暖房はありません。
- ⑥ 犬や猫などのペットは飼えません。
- ⑦ 室内は禁煙です。
- ⑧ 住宅によっては、駐車場に空きがない場合があります。
- ⑨ 退去時には、入居期間、状態に関わらず、畳の表替え、襖及び障子の張替え等の費用を入居者に負担していただきます。費用は畳等の枚数により異なりますが、5～15万円前後となります。
- ⑩ 入居及び退去時等に、住宅管理上必要な事項（氏名、連絡先、入居人数、入退去の時期等）について、住宅管理人及び指定管理者に情報提供をしています。

3 申込みから抽選結果通知まで

申込みの受付 (入居資格仮審査)

申し込む住宅を決めて、①市営住宅入居申込書 ②市営住宅申込者調査表を記入の上、提出してください。

提出方法は、住宅課持参もしくは、郵送でお願いします。

居住地要件及び、同居親族の確認等により、入居資格の仮審査を行います。
入居資格がない場合や、書類に記載もれがある場合は失格になります。
抽選配慮世帯に該当する方には、書類の提示をお願いすることがあります。
申込書提出後の変更はできません。
※前日までの申込み状況は住宅課及び各支所・各出張所窓口に掲出します。

抽選番号通知

抽選日時・抽選場所・抽選番号を通知します。

関係機関への照会

広島県警察本部へ暴力団員に該当しないことを照会します。
暴力団員であれば入居資格がありませんので、失格になります。

公開抽選会

公開抽選会を実施します。
抽選会の後、申込者には結果を通知します。
また、住宅課窓口及びホームページに当選番号を掲出します。

抽選会への参加は任意です。欠席しても結果に影響はありません。
※結果について、電話によるお問合せはご遠慮ください。

結果通知及び当選者へ入居資格審査の通知

4 入居資格審査から入居まで

入居資格本審査

説明書に従って、入居資格本審査の書類を準備してください。
指定日までに書類が提出されない場合は、失格になります。
必要な書類については、20ページを参照してください。

入居決定

入居決定通知

入居手続

指定日までに入居手続を行ってください。
①請書他必要書類の提出
②敷金の納付

入居

鍵を交付しますので、住宅課へ受取りに来てください。
その際、入居後の注意事項を説明しますので、鍵の受取りは、入居者本人に限ります。
鍵を交付した日が入居日になります。
なお、入居可能日から14日以内に入居する必要があります。

5 申 込 資 格 に つ い て

★ 申込前に、以下の資格及び注意事項に目を通し、申込資格があることを確認してください。審査の結果、申込資格がないことが判明した場合、入居決定後でも失格となります。

(1) 一般世帯の資格

次の①～⑥のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 東広島市内に居住しているか、又は勤務場所があること
 - ② 現に同居又は同居しようとする親族がいること
※ 原則として、夫婦（婚約者又は内縁関係にある方《住民票で確認できる方》及びパートナーシップ関係にある方を含む。）又は、親子を主体とした家族であること
 - ③ 世帯の収入（月額収入）が 158,000 円以下であること
※ 収入とは、東広島市営住宅設置及び管理条例、東広島市営住宅管理規則に定める収入額で、「手取り」ではありません。
詳しくは 10 ページを参照してください。
- ★ 裁量世帯における入居者資格の緩和
- 11 ページに掲げる世帯については、特に居住の安定を図る必要があると考えられるため、入居収入基準（月額収入）は 214,000 円となります。
- ④ 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び地方公共団体が賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと
（各税及び家賃にかかる延滞金・遅延損害金も含む）
 - ⑤ 現在、住宅に困っていること。（現在の家賃が高い、部屋が狭いなど）
 - ⑥ 暴力団員でないこと

(2) 単身者の資格

次の①②両方の条件を満たしていることが必要です。

①「(1) 一般世帯の資格」で②を除いた各項にあてはまる方。

②次のいずれかに該当する方。

- 1 申込現在の年齢が 60 歳以上の方。
- 2 身体障害者手帳（1 級から 4 級まで）の交付を受けている方。
- 3 精神障害者保健福祉手帳（1 級から 3 級まで）の交付を受けている方。
又は同程度と認められる知的障がい者の方（療育手帳㉠、A、㉡）。
- 4 戦傷病者手帳（恩給法別表第 1 号表の 2 の特別項症から第 6 項症まで
又は同法別表第 1 号表の 3 の第 1 款症）の交付を受けている方。
- 5 「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」による医療特別手当、
又は特別手当を受給している方。
- 6 生活保護法による保護を受けている方。
- 7 海外からの引揚者で、引揚後 5 年を経過していない方。
- 8 ハンセン病療養所に入所していた方。
- 9 DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条に定義する「被害者」）の方で P26 に記載するア～ウのいずれかに該当する方。

※ ただし、日常生活において、常時介護を必要とし、市営住宅への入居がその方の
実情に照らして適切でないと認められる場合は、申し込みできません。

※ ②に該当しない方でも特例地域内の「募集世帯人員 1 人以上」の住宅に申し込む
ことができます。

【注意事項】

- ① 申込者が成人であること。また、未成年者のみの世帯の申し込みはできません。（婚姻した未成年者は、成年とみなします。）
- ② 持ち家がある方は、原則として申し込みできません。
 - ・ 土砂災害特別警戒区域指定前から区域内に持ち家がある場合は、申込みができる場合があります。
 - ・ 持ち家を売却する予定がある場合は、審査日までに売却が成立し、資産がないことを証明する書類の提出が必要です。
- ③ 市内の公営（県営・市営等）、公団等の住宅の使用名義人は原則として申し込みできません。現在お住いの公営住宅などの使用名義人が同居者として申し込む場合も同様です。
- ④ 現在・過去において、公営（県営・市営等）、公団等の住宅（合併前の町営住宅を含む）に入居又は同居されていた方で、家賃滞納や住宅の不正使用（無断同居、無断退去、長期不在及び迷惑行為）等があった場合は、原則申し込み（入居、同居）できません。
- ⑤ 1世帯で2つ以上の住宅に申し込むことはできません。世帯を分離し2つの住宅へ申し込んだ場合は、全ての申込みが無効になります。
- ⑥ 単身者の申し込みの方で、現に同居親族がありながら、不自然に親族と別居して単身で申し込むことは原則できません。（DV被害者を除く）
 - ・ 離婚の予定がある場合などは、審査日までに離婚が成立し、そのことを証明する書類の提出が必要です。
- ⑦ 現に同居し又は同居しようとする親族がいること。
 - ・ 原則として、不自然な世帯分離・夫婦の分離（夫婦別居）、世帯を統合する等による申し込みは認められません。
 - ・ 夫婦（婚約者、内縁関係及びパートナーシップ関係にある方を含む）又は親子を主体とした家族であること。
婚約者については婚姻後、直ちに戸籍謄本を提出してください。婚約解消になった場合は全員入居できません。入居許可日から3ヵ月以内に婚約者が入居できない場合は、入居許可を取消し（退去）します。（未成年者の婚約の場合、親権者の同意が必要です。）
 - ・ 離婚の予定がある場合などは、審査日までに離婚が成立し、そのことを証明する書類の提出が必要です。
 - ・ 海外在住の家族が後日来日予定の場合、審査日までに、来日していることを証明する書類の提出が必要です。

- ⑧ 申込後から入居までの内容変更は、一切できません。
 - ・ 申込み時の全員が入居すること。同居親族の変更はできません。ただし、出生・死亡は除きます。
 - ・ 入居されない方がいた場合や、申込書に記載のない方が入居された場合、入居許可後（カギ交付）であっても、入居許可を取消し（退去）します。
- ⑨ 申込書などに不正な記載があった場合は、無効となります。
- ⑩ 資格について不明な方、その他特別な事由に該当すると思われる方は、住宅課の職員へおたずねください。
- ⑪ 月額収入の計算は、申込時に住宅課の職員は行いません。
- ⑫ 申込後や当選後に、辞退されるケースが増えています。申込時に住宅の概要等を十分に検討した上で申し込んでください。当選後、入居手続きを行わず入居予定取消となった場合、1年間申込できません。
- ⑬ 子ども・被災者支援法に基づく支援対象避難者は、資格の一部が異なりますので、お問合せください。

入居手続きの書類による資格審査の際に、申込時の内容と異なることがわかった場合は失格となります。申込内容が、事実と相違がないかよく確認してください。

なお、入居されていても、次のような場合には住宅の明渡しを求めることがあります。

- 不正な行為によって入居資格を偽って入居したとき
- 家賃を3ヵ月以上滞納したとき
- 住宅または共同施設を故意に破損したとき
- 正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
- 正当な理由によらないで住宅の立入検査を拒んだとき
- 市の指示もしくは命令に従わないとき

入居後には、各住宅・地域のきまりを守り、お互いに思いやりをもって生活しましょう。（特に、騒音、ペットの飼育、ゴミ出しのルール、共用部分に私物を置く、車の駐車位置、共益費の支払いや地域の清掃への参加など）

6 収入基準について

市営住宅に申し込むには、月額収入が一定基準内であることが必要です。
次の計算方法により、世帯収入が基準内かどうかを確認してください。

(1) 月額収入の計算方法

- ① 申込者の世帯全員の年間総所得金額を対象とします。年間総所得とは、収入のある方全員の1年分の所得です。
- ② 給与所得又は年金収入に係る雑所得を有する者の所得額から、10万円（所得額が10万円未満の場合はその額）を限度に基礎控除の振替分として控除します。
- ③ 14ページで該当する控除額の合計を算出します。
- ④ ①から②及び③を差し引いたものを12で割り、月額収入を算出します。

《算 式》

- (A) 世帯の合計所得額 _____ 円
- (B) 基礎控除振替分(②)の控除額合計 _____ 円
- (C) 控除一覧表で該当する控除額の合計 _____ 円

月額収入 =

$$\{ \text{年間総所得} - (\text{基礎控除} + \text{一般控除} + \text{特別控除}) \} \div 12$$

(小数点以下は切捨て)



月 額 収 入	申 込 資 格
214,000 円を超える	なし
214,000 円以下	裁量世帯の申込資格あり
158,000 円以下	一般世帯の申込資格あり

(2) 裁量世帯

次の条件のいずれかに当てはまる方は、裁量世帯になり月額収入の基準が緩和されます。

高 齢 者 世 帯	申込者が 60 歳以上であり、かつ、同居者のいずれも 60 歳以上である世帯 ※単身者で 60 歳以上の方も該当します。
子 育 て 世 帯	同居者に 18 歳未満の方がいる世帯
身体障がい者世帯	身体障害者手帳（1 級～4 級まで）の交付を受けている方がいる世帯
精神障がい者世帯 知的障がい者世帯	精神障害者保健福祉手帳（1 級～2 級）の交付を受けている方がいる世帯、又は同程度と認められる知的障がい者（最重度～中度）の方がいる世帯
戦 傷 病 者 世 帯	戦傷病者手帳（恩給法の特別項症から第 6 項症又は第 1 款症まで）の交付を受けている方がいる世帯
原子爆弾被爆者世帯	原爆被爆者の医療特別手当又は特別手当を受けている方がいる世帯
引 揚 者 世 帯	海外からの引揚者で引揚後 5 年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病世帯	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第 2 条に該当する方がいる世帯

(3) 収入の種類

収入計算の対象となる収入	収入計算の対象とならない収入
申込者及び同居親族（婚約者を含む）が得ている収入で、次に該当するもの。 ○ 国民年金、厚生年金、恩給等 （遺族年金、障害年金は対象になりません。） ○ 給与、賞与、残業その他の手当（アルバイト、パート等の収入を含む） ○ 事業所得（生命保険の外交員等の報酬も含む） ○ 日雇い等による所得 ○ その他、利子・配当など継続的な収入で課税対象になるもの	○ 生活保護の扶助料 ○ 各種の原爆被爆者手当 ○ 雇用保険金 ○ 労災保険金 ○ 休業補償 ○ 遺族が受給している恩給及び年金 ○ 障害年金、障害福祉年金 ○ 老齢福祉年金 ○ 給与所得者の一定額までの通勤手当 ○ 仕送り ○ 学費に充てるために給付される奨学金、研究員に支給される経費等の非課税所得 ○ 退職金、譲渡所得等の一時的な所得

(4) 注意事項

- 申込世帯の中で、2人以上に収入があるときは、収入のある方全員の年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で2種類以上の収入を得ているとき（例：年金と給与、給与と事業所得等）は、年間総所得金額を個別に算出したものを合算します。
- 1人で同じ種類の収入を2カ所以上から得ているとき（例：2カ所以上から給与を得ている、2種類の年金を得ている等）は、総支給額を合算してから年間総所得金額を算出します。
- 過去及び現在に収入があっても、入居手続の書類提出までに退職している場合は、収入を0円で計算します。
- 源泉徴収票は令和6年分、市県民税課税（非課税）証明書等は令和7年度（令和6年1月1日から令和6年12月31日までのもの）の提出が必要ですが、入居手続の書類提出時点において、その勤務先を退職し、再就職等していれば、現在の勤務先の収入で計算します。

(5) 収入基準早見表

＜給与所得者が1名のみ、特別控除がないケース＞

月額収入 (円)	申込みができる年間総収入額 (源泉徴収票の支払金額欄の金額)				
	単身者	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
原則世帯 (158,000 以下)	2,967,999 円 以下	3,511,999 円 以下	3,995,999 円 以下	4,471,999 円 以下	4,947,999 円 以下
裁量世帯 (214,000 以下)	3,887,999 円 以下	4,363,999 円 以下	4,835,999 円 以下	5,311,999 円 以下	5,787,999 円 以下

※源泉徴収票の支払金額を当てはめる

ただし、就職して1年未満の場合、及び休業・休職期間がある場合は、次の計算方法で年間総収入金額を算出する。

$$(\text{推定}) \text{ 年間総収入額} = \frac{\text{※総収入} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \times 12 \text{ カ月} + \text{賞与}$$

※総収入とは、給与の支給を受けた月の給与の合計額

ただし、採用された日が月の2日以降の場合はその月を除く

(6) 年間総所得金額から差し引く各種控除

控除の種類		控除対象者	控除額
基礎控除	給与所得者控除	申込者本人又は同居予定親族のうち、給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する方 ※給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある方で、当該給与所得控除後の給与等の金額及び当該公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が 10 万円未満である場合には、当該合計額	1 人につき その人の 所得から 最高 10 万円
	又は 公的年金等所得者控除		
一般控除	同居親族控除	申込者以外の同居予定親族	1 人につき 38 万円
	別居の配偶者及び 扶養親族控除	所得税法上の扶養控除対象者で同居しない方	1 人につき 38 万円
特別控除	特定扶養親族控除 (配偶者を除く)	所得税法の扶養親族のうち、申込日現在、年齢が 16 歳以上 23 歳未満の方	1 人につき 25 万円
	同一生計配偶者 控除 (70 歳以上)	所得税法の同一生計配偶者のうち、申込日現在、年齢が 70 歳以上の方	1 人につき 10 万円
	老人扶養親族控除 (配偶者を除く)	所得税法の扶養親族のうち、申込日現在、年齢が 70 歳以上の方	
	特別障害者控除	申込者又は一般控除対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ①精神障害者保健福祉手帳 (1 級) の交付を受けている方 ②身体障害者手帳 (1 級・2 級) の交付を受けている方 ③戦傷病者手帳 (特別項症から第 3 項症まで) の交付を受けている方 ④療育手帳 (㊦又はA) の交付を受けている方 ⑤厚生大臣の認定を受けた原爆被爆者 (医療特別手当又は特別手当受給者) ⑥その他、精神障がい等を有する方等で所得税法上の特別障害者控除の対象となる方	1 人につき 40 万円
	障害者控除	申込者又は一般控除対象者のうち、次のいずれかに該当する方 ①精神障害者保健福祉手帳 (2 級・3 級) の交付を受けている方 ②身体障害者手帳 (3 級～6 級) の交付を受けている方 ③戦傷病者手帳 (第 4 項症以下) の交付を受けている方 ④療育手帳 (㊧又はB) の交付を受けている方 ⑤その他、精神障がい等を有する方等で所得税法上の障害者控除の対象となる方	1 人につき 27 万円
	ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にしている年間総所得が 48 万円以下の子を有する単身者の方で、年間総所得が 500 万円以下の方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします	1 人につき その人の 所得から 最高 35 万円
	寡婦控除	年間総所得が 500 万円以下の者のうち、次のいずれかに該当する方 ①夫と離婚した後婚姻をしていない方のうち、扶養親族を有する方 ②夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が不明な方 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外とします	1 人につき その人の 所得から 最高 27 万円

計算してみましょう

次の手順にしたがって、収入の計算をしてください。

まずは、収入が 1～7 のどれにあてはまるかを確認して、 ➡ に沿って数字をあてはめて計算してください。

手 順

①収入が 1～7 のどれにあてはまるかを確認する→②必要な収入証明をそろえる→③年収又は推定年収を算出する

① 年金の方

1 遺族年金、障害年金等法律により非課税とされているもの

➡ 非課税の為収入計算の対象となりません

➡ 0 円

2 国民年金、厚生年金、公務員共済年金等の公的年金
(16 ページ参照)

➡ 令和 6 年分の源泉徴収票の支払金額
又は改定通知書の年金額

➡ 円

② 給与の方

3 現在の勤務先に令和 6 年 1 月 1 日以前に就職し、引き続き勤務しているとき
(17 ページ参照)

➡ 令和 6 年分の源泉徴収票の支払金額

➡ 円

4 現在の勤務先に令和 6 年 1 月 2 日以降就職したとき

➡ 勤務先の受付日前月までの 1 年間の給与、賞与等(税込み)の証明
就職して 1 年未満の方は雇用条件に基づく 1 年分の支給見込額を含めた額

➡ 円

5 現在の勤務先に就職してからまだ 1 カ月の給料を支給されていないとき、又は就職したばかりのとき
(17 ページ参照)

➡ 勤務先の雇用条件に基づく 1 年間の支給見込額(給与、賞与等(税込み))の証明

➡ 円

③ 事業所得の方

6 令和 6 年 1 月 1 日以前から現在まで継続して同じ事業をしているとき
(18 ページ参照)

➡ 令和 6 年分の確定申告書(控)から所得金額を算出

➡ 円

7 令和 6 年 1 月 2 日以降に事業を始めたとき

➡ 事業を開始して 1 年以上の方は、受付日前月までの 1 年間の、1 年未満の方は受付日前月までの売り上げ、経費等

➡ 対象期間の売上、経費等の資料が必要となります。

④年収から表の式により所得額を計算します→⑤控除額確認します

→⑥所得金額から控除額を引いて 12(カ月)で割り、世帯の月額収入を算出します

(この額により、申込みできるかどうかが決まります)

年金所得者の場合

(各年齢については、申込み資格については申込日、
家賃算定においては入居許可日を基準とします。)

年齢	年間総収入金額	所得の計算式
65歳以上の方	0 円 ~ 1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円 ~ 3,299,999 円	年金の総額 - 1,100,000 円
	3,300,000 円 ~ 4,099,999 円	年金の総額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	年金の総額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円 ~ 9,999,999 円	年金の総額 × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円 ~	年金の総額 - 1,955,000 円
65歳未満の方	0 円 ~ 600,000 円	0 円
	600,001 円 ~ 1,299,999 円	年金の総額 - 600,000 円
	1,300,000 円 ~ 4,099,999 円	年金の総額 × 0.75 - 275,000 円
	4,100,000 円 ~ 7,699,999 円	年金の総額 × 0.85 - 685,000 円
	7,700,000 円 ~ 9,999,999 円	年金の総額 × 0.95 - 1,455,000 円
	10,000,000 円 ~	年金の総額 - 1,955,000 円

給与所得者の場合

年間総収入金額	所得の計算式
0 円 ~ 550,999 円	0円
551,000 円 ~ 1,618,999 円	年間総収入 - 550,000円
1,619,000 円 ~ 1,619,999 円	1,069,000円
1,620,000 円 ~ 1,621,999 円	1,070,000円
1,622,000 円 ~ 1,623,999 円	1,072,000円
1,624,000 円 ~ 1,627,999 円	1,074,000円
1,628,000 円 ~ 1,799,999 円	年間総収入 ÷ 4000 (小数点以下切捨) × 4000 × 0.6 + 100,000円
1,800,000 円 ~ 3,599,999 円	年間総収入 ÷ 4000 (小数点以下切捨) × 4000 × 0.7 - 80,000円
3,600,000 円 ~ 6,599,999 円	年間総収入 ÷ 4000 (小数点以下切捨) × 4000 × 0.8 - 440,000円
6,600,000 円 ~ 8,499,999 円	年間総収入 × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000 円 ~	年間総収入 - 1,950,000円

年間総所得 (A) - 控除額合計 (B) ÷ 12 = 月額収入

円 - 円 円

- 公営住宅の場合 世帯の月額収入が
158,000 円以下の場合、申込みできます。
158,000 円を超える場合、申込みできません。
ただし、裁量世帯 (11 ページ) は 158,000 円を超えても
214,000 円以下までは申込みできます。

- 特定公共賃貸住宅の場合
158,000 円以上 487,000 円以下の場合、申込みできます。

年間総所得 (A) { 申込者本人
+
入居しようとする家族全員

控除の種類	控除額	人数	控除合計
基礎控除 (給与・年金控除)	最高 10 万円	※	万円
一般控除 (同居・扶養)	38 万円		万円
特別控除	特定扶養親族控除	25 万円	万円
	同一生計配偶者控除 (70歳以上)	10 万円	万円
	老人扶養親族控除 (配偶者を除く)	10 万円	万円
	特別障害者控除	40 万円	万円
	障害者控除	27 万円	万円
	ひとり親控除	最高 35 万円	万円
	寡婦 (夫) 控除	最高 27 万円	万円
控除額合計			万円

※給与・年金両方所得がある場合は最高 20 万円

< 計 算 例 >

<年金所得の方の例>

家族構成：申込者 78歳、妻 63歳の夫婦の世帯

①収入の種類を確認する

本人・妻 → 公的年金所得

②必要な書類をそろえる

本人・妻 → 令和6年分年金の源泉徴収票

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所	広島県東広島市西条町							
氏名	東広島 次郎	生年月日	昭和38年	10月	00日	区	市	町	番
所得税法第203条の3第1号~第4号適用分	3	3	7	2	0	0	0	0	円
所得税法第203条の3第2号~第5号適用分									
所得税法第203条の3第6号~第7号適用分									

③年収額を計算する

本人 → 3,372,000 円（源泉徴収税額の支払金額）

妻 → 570,000 円（源泉徴収税額の支払金額）

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票									
支払を受ける者	住所又は居所	広島県東広島市西条町							
氏名	東広島 桜	生年月日	昭和35年	05月	00日	区	市	町	番
所得税法第203条の3第1号~第4号適用分	5	7	0	0	0	0	0	0	円
所得税法第203条の3第2号~第5号適用分									
所得税法第203条の3第6号~第7号適用分									

④年収から所得を計算する（15ページ参照）

本人 → 65歳以上の計算式

$$3,372,000 \times 0.75 - 275,000 = 2,254,000 \text{ 円}$$

妻 → 65歳未満の計算式

$$570,000 \text{ 円} \Rightarrow 0 \text{ 円}$$

⑤控除額を計算する（13ページ参照）

給与年金控除 $100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 100,000 \text{ 円}$

同居者控除 $380,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 380,000 \text{ 円}$

控除合計額 480,000 円

⑥世帯の政令月収を計算する

本人の所得金額 + 家族の所得金額 - 控除額合計

$$(2,254,000 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 480,000 \text{ 円}) \div 12 = \underline{\underline{147,833 \text{ 円}}}$$

↓
申込資格有

<給与所得の方の例>

家族構成：申込者 45 歳、妻 42 歳、子（長女 17 歳、長男 13 歳）の 4 人世帯
5 月募集で申込

①収入の種類を確認する

本人・妻 → 給与所得

※本人 → 令和 6 年 1 月 1 日以前より勤務

※妻 → 令和 6 年 1 月 2 日以降より勤務

②必要な書類をそろえる

本人 → 令和 6 年分給与等の源泉徴収票

妻 → 給与支給証明書（住宅課様式）に、
募集月前月までの月別の給与（12 か月分） 及び賞与を記載
※勤務年数が 1 年に満たない場合は、支給見込額を記載

③年収額を計算する

本人 → 3,149,000 円（源泉徴収票支払金額）

妻 → 986,000 円（給与支給証明書記載額）

④年収から所得を計算する（15 ページ参照）

本人 → $3,149,000 \div 4000 = 787.25$
(小数点以下切捨)
 $787 \times 4000 \times 0.7 - 80,000 = \underline{2,123,600 \text{ 円}}$

妻 → $986,000 - 550,000 = \underline{436,000 \text{ 円}}$

⑤控除額を計算する（13 ページ参照）

給与年金控除 $100,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 人} = 200,000 \text{ 円}$
同居者控除 $380,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 人} = 1,140,000 \text{ 円}$
特定扶養者控除 $250,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 250,000 \text{ 円}$
控除合計額 1,590,000 円

⑥世帯の政令月収を計算する

本人の所得金額 + 家族の所得金額 - 控除額合計
 $(2,123,600 \text{ 円} + 436,000 \text{ 円} - 1,590,000 \text{ 円}) \div 12 = \underline{80,800 \text{ 円}}$

申込資格有

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票

広島県東広島市西条町
西条 太郎

3,149,000

給与支給（見込額）証明書

1月2日以降に就職・転職された方は、現在の勤務先で証明を受けて下さい。
なお、勤務年数が1年未満の方は、雇用条件に基づき支給される予定額を記入して下さい。

氏名	住所	採用年月日	勤務年数
西条 花子	広島県東広島市西条町	R6. 2. 1	1年5ヵ月

支給年月（予定）	支給額	支給年月日（予定）	支給額
R4 年 5 月（ ）	83,000	年 12 月（ ）	82,000
年 6 月（ ）	74,000	R5 年 1 月（ ）	84,000
年 7 月（ ）	82,000	年 2 月（ ）	78,000
年 8 月（ ）	84,000	年 3 月（ ）	96,000
年 9 月（ ）	78,000	年 4 月（ ）	84,000
年 10 月（ ）	82,000	夏季賞与（ ）	—
年 11 月（ ）	79,000	冬季賞与（ ）	—
合計金額			986,000

① 支給が予定の場合は、支給年月日欄の「」内に「計」を記入してください。
② 支給額は一度請求までの労働期間を単位として全体的に算入してください。（給与・賞与・各種手当）
③ 支給額は「月収」として記入します。

控除対象配偶者	（オ）	（オ）	配偶・専夫
扶養親族控除	（オ）	（オ）	（オ）
特定扶養者控除を含む	（オ）	（オ）	（オ）
障害者控除	（オ）	（オ）	（オ）
特別障害者控除（特）を記入	（ ）	（ ）	（ ）

① 控除対象配偶者・扶養親族の数は年齢と年齢を記入してください。
② 障害者控除の数は年齢を記入し、特別障害者控除の場合は「特」と記入してください。
③ 本人が寡婦・寡夫に該当する場合は、○を記入してください。

上記のとおりであることを証明します。

令和 4 年 5 月 日

所在地及び名称：東広島市高屋町

代表者氏名：高屋商事 印

担当者氏名： 印
電話番号：

＜事業所得の方の例＞

家族構成：申込者 38 歳、子（長男 9 歳、次男 5 歳）の 3 人世帯（母子世帯）

① 収入の種類を確認する

本人 → 令和 6 年 1 月 1 日以前より、生命保険の外交員をしている

② 必要な書類をそろえる

本人 → 令和 6 年分所得税確定申告書（控）

③ 年所得額（経費などを差引いた後の金額）を計算する

本人 → 3,027,000 円

④ 控除額を計算する（13 ページ参照）

同居者控除 380,000 円 × 2 人 = 760,000 円

ひとり親控除 350,000 円 × 1 人 = 350,000 円

※所得が 35 万円以下の場合は、控除額は所得金額になる

控除合計額 1,110,000 円

⑤ 世帯の政令月収を計算する

本人の所得金額 + 家族の所得金額 - 控除額合計

(3,027,000 円 + 0 円 - 1,110,000 円) ÷ 12 = 159,750 円

裁量世帯に該当

申込資格有

所得金額等	事業等	①	3	0	2	7	0	0	0
	業	②							
	不動産	③							
	利	④							
	配	⑤							
	給与	⑥							
	公的年金等	⑦							
	雑	⑧							
	その他	⑨							
	⑦から⑨までの計	⑩							
	総合課税一時	⑪							
	合計	⑫	3	0	2	7	0	0	0

<一人に2種類以上の所得がある方の例>

家族構成：申込者 63 歳、妻 53 歳（3 級身体障がい者）の夫婦の世帯

①収入の種類を確認する

本人 → 厚生年金を受給

また令和 6 年 1 月 1 日以前より勤務

妻 → 無職

③ 必要な書類をそろえる

本人 → 令和 6 年分年金の源泉徴収票

令和 6 年分給与等の源泉徴収票

③年収額を計算する

本人 → （年金） 870,000 円

（給与） 2,110,000 円

④年収から所得を計算する（15 ページ参照）

本人 → （年金） 65 歳未満の計算式

$$870,000 - 600,000 = \underline{270,000 \text{ 円}}$$

$$\text{（給与） } 2,110,000 \div 4000 = 527.5$$

（小数点以下切捨）

$$527 \times 4000 \times 0.7 - 80,000 = \underline{1,395,600 \text{ 円}}$$

⑤控除額を計算する（13 ページ参照）

$$\text{給与年金控除 } 100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 100,000 \text{ 円}$$

$$\text{給与年金控除 } 100,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 100,000 \text{ 円}$$

※2種類の所得があることによる控除

$$\text{同居者控除 } 380,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 380,000 \text{ 円}$$

$$\text{障害者控除 } 270,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} = 270,000 \text{ 円}$$

$$\text{控除合計額 } \underline{850,000 \text{ 円}}$$

年金所得より給与年金控除

$$270,000 \text{ 円} - 100,000 = 170,000$$

給与所得 1,395,600 円

$$170,000 \text{ 円} + 1,395,600 \text{ 円} > 100,000 \text{ 円}$$

※10 万円を超えているので 10 万円を控除する

⑥世帯の政令月収を計算する

本人の所得金額 + 家族の所得金額 - 控除額合計

$$(1,665,600 \text{ 円} + 0 \text{ 円} - 850,000 \text{ 円}) \div 12 = \underline{67,966 \text{ 円}}$$

申込資格有

令和6年分 公的年金等の源泉徴収票

支払者 広島県東広島市西条町

受給者 役所 太郎

年金収入 870,000

令和6年分 給与所得の源泉徴収票

支払者 広島県東広島市西条町

受給者 役所 太郎

給与収入 2,110,000

7 必 要 な 書 類

各証明書は原本（コピー不可）を提出してください。手帳・カード等は当方でコピーし、返却します。
運転免許証と会社・職員・学生証は、事前にコピーしたもので可（手続きに来庁される方以外の分）。
提出書類の審査状況によっては追加書類をお願いする場合がありますのでご了承ください。

1. 抽選後、資格者になった方の必要な提出書類

必要書類など	注 意 事 項	
①個人番号届出書 Notification of My number	個人番号の確認手段として ①個人番号カード ②個人番号通知カード及び本人確認書類（運転免許証等） の提示、またはコピーの提出が必要です。	
②滞納のない証明書 Payment of taxes certificate	申込日以降 に発行されたもの（過年度分を含む、滞納のない証明書） 課税されている方で高校生以上は全員必要です。 ※本庁 収納課（本館5F）、各支所及び出張所において発行	
③身 分 証 明 書 Residence Card	運転免許証、個人番号カード、パスポート、学生証、在留カード等で顔写真のあるもの。※20歳以上の方は全員必要です。 ※上記をお持ちでない場合は、顔写真を提出してください。	
④健康保険被保険者証 Health insurance Card	全員分必要です。	
⑤現在居住している建物に関する書類	アパート等に居住 賃貸契約によらず居住	賃貸借契約書等 ※契約者が本人でない場合は下記へ 無資産証明(固定資産税評価証明書)、登記簿謄本等

④ については、令和7年1月2日以降に東広島市に転入された方は、令和7年1月1日現在の住民票所在地での証明が必要です。（前住所の役所で交付を受けてください。）

2. 下記に該当する場合に必要な書類

内 容	必 要 な 書 類
単 身 者 2人以上(単身可)の住宅に 申込んだ方	①単身入居の入居者資格認定のための申立書（市様式） ②戸籍謄本 ③申込日現在の年齢が60歳未満の方は、該当する書類等をお持ちください ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳、原爆被爆者の医療特別手当証書又は特別手当証書 ・生活保護受給者証 ・海外からの引揚者で引揚げ後5年を経過していない証明書（厚生労働省発行の永住帰国者証明書など） ・ハンセン病を証明するもの ・DV被害者保護施設等入所証明書（市様式）又は保護命令決定書
ひとり親世帯 (母子世帯・父子世帯)	戸籍謄本（外国籍の方は離婚届の受理証明書）、児童扶養福祉手当証書、ひとり親家庭等医療費受給者証、その他ひとり親世帯であることを確認できる書類
心身障がい者世帯	戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか
東広島市に住所がない方	①住民票 ※全世帯員分必要です。（続柄、本籍・筆頭者、前住所等の記載があるもの） ②市県民税課税台帳記載事項証明書 ③在職証明書等（勤務地を証明できる会社の証明書等）
婚 約 中 の 方 3カ月以内に婚姻の届出を行う方	婚約証明書（市様式） 申込者、婚約者の戸籍謄本 ※婚約者が退職予定の場合、退職予定証明書（市様式）

内 容	必 要 な 書 類
パートナーシップ 関係にある方	パートナーシップ証明等 (パートナーシップ宣誓制度に基づき発行される受領証、受領カード等) ※東広島市が発行又は認めたものに限る。
令和7年1月2日以降 東広島市に転入した方	①市県民税課税台帳記載事項証明書 最新のもので、金額の記載があるもの。高校生以上は、収入の有無に関わらず 全員必要です。令和7年1月1日現在の住民票所在地での証明が必要です。 ②収入証明書(源泉徴収票、確定申告書等)
令和6年1月2日以降に 就 職 し た 方	収入証明書(給与支給証明書、収支明細書等)
令和6年1月1日以降に 退 職 し た 方	収入証明書(退職日入りの源泉徴収票、退職証明書等)

3. 収入を証明する書類

【給与所得者】

勤 務 状 況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
令和6年1月1日から 引き続き現在の会社に 勤 務 し て い る 方	令和6年1月～令和6年12月	令和6年分の源泉徴収票
令和6年1月2日以降に 現 在 の 会 社 に 就 職 し た 方	申込受付日前月までの1年間 (採用されて1年未満の方は採用 された月から支給見込額も 含めて1年間)	給与支給証明書 (勤務先における月別の証明が必要となり ます。)

【事業所得者】

勤 務 状 況	証明を要する期間	必 要 な 書 類
令和6年1月1日以前か ら事業を開始している方	令和6年1月～令和6年12月	確定申告済の収入に係るもの ・確定申告書の控え(受付印があるもの) ・電子申告による申告内容票の写し (受付日、受付番号のあるもの)
令和6年1月2日以降に 現在の事業を開始した方	事業を開始して1年以上の方は 申込受付日前月までの1年間、 1年未満の方は申込受付日前月 まで	確定申告済でない収入に係るもの ・収支明細書 ・収支計算の根拠となる帳簿書類

【無職・無収入の方】

内 容	必 要 な 書 類
失 業 中 の 方 令和6年1月1日以降退職者	退職日入りの源泉徴収票、退職証明書、雇用保険受給資格者証、離職票など
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書

4. その他必要な書類

内 容	必 要 な 書 類
親族関係が住民票で確認できない方	戸籍謄本
難病患者の方	障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証等
留学生の方	在学証明書 奨学金受給証明書
戦傷者の方	戦傷病者手帳
生活保護を受けている方	生活保護受給証明書
原爆被害者の方	医療特別手当証書、特別手当証書のいずれか
引揚者世帯の方	引揚証明書、支給決定通知書（中国残留邦人等の帰国）
ハンセン病療養所入所者等の方	ハンセン病療養所入所者等であることの証明書
DV 被害者の方	DV 被害者保護施設等入所証明書（市様式） 又は保護命令決定書
派遣労働者離職退去者の方	解雇通知書、退去通知書、賃貸住宅の契約書等、離職退去者であることが客観的に証明できる書類
災害により家屋が滅失した方及び都市計画などにより立ち退きを要求されている方	り災証明書など、それを証明する書類

8 家賃の算定について

1. 家賃は毎年変わります。

- (1) 家賃は、毎年度、入居者の収入、住宅の面積・建設年等によって決定します。
当初家賃額は月額収入に応じて決まりますので、募集住宅一覧表をご覧ください。
- (2) 市営住宅入居者は、毎年、家賃算定のための収入申告が必要です。生活保護受給者、年金生活者であっても、収入申告は行わなければなりません。
- (3) 入居後3年を経過した世帯で、収入基準を超過した場合、住宅の明渡努力義務が生じ、通常より高い家賃を支払っていただきます。また、5年を経過した世帯で、高額所得者と認定された場合は、一定期間内に住宅を明け渡していただきます。

2. 収入超過者等について

(1) 収入超過者

- ①収入超過者とは、公営住宅に引き続き3年以上入居しており、かつ、収入超過基準を超える収入を有する方です。収入超過者に認定された場合、明渡努力義務が生じるとともに、通常より高い家賃の支払いが必要となります。
- ②収入超過基準とは、一般世帯は15万8千円、裁量世帯は21万4千円です。
- ③裁量世帯とは、11ページを参照してください。

(2) 高額所得者

- ①高額所得者とは、公営住宅に引き続き5年以上入居しており、かつ、最近2年間、高額所得者の基準を超える収入を有する方です。高額所得者に認定された場合、特別の事情がない限り、一定期間内に住宅を明け渡していただくことになります。
- ②高額所得者の基準とは、31万3千円です。

(3) 収入超過者の家賃の算定方法

$$\begin{aligned} & (\text{本来家賃}) + (\text{近傍同種の住宅の家賃} - \text{本来家賃}) \times \\ & \quad (\text{年度の区分及び入居者の収入の区分に応じて定める率}) \end{aligned}$$

※近傍同種の住宅の家賃は、新しい住宅や部屋の面積が広ければ、高くなります。

※詳細は、住宅課へお問合せください。

3. 家賃等（市営住宅使用料・駐車場使用料）の遅延損害金について

（1）遅延損害金の割合

割合は、民法第 404 条の法定利率とし、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて計算します。（日数は、閏年についても 365 日とします。）

（2）遅延損害金の計算

①家賃等の 1,000 円未満の端数は切捨てます。また、家賃等が全額で 2,000 円未満の場合は、全額を切捨てます。

②その金額に民法第 404 条の法定利率を乗じて算出された金額のうち 100 円未満の端数を切捨てます。また、算出された金額が、1,000 円未満の場合は全額を切捨てます。

（例）

ア) 家賃等が 1,900 円するとき ⇒ 遅延損害金 0 円（2,000 円未満全額切捨て）

イ) 家賃等 5,500 円を 1 年後に支払ったとき

5,500 円 ⇒ 5,000 円（1,000 円未満端数切捨て）

5,000 円 × 365/365 日 × 民法第 404 条の法定利率 < 1,000 円

⇒ 遅延損害金 0 円（1,000 円未満全額切捨て）

ウ) 家賃等が 41,500 円を納期限 300 日後に支払ったとき

41,500 円 ⇒ 41,000 円（1,000 円未満端数切捨て）

41,000 円 × 300/365 日 × 民法第 404 条の法定利率 > 1,000 円

⇒ 遅延損害金 1,000 円（100 円未満端数切捨て）

（3）遅延損害金の納付について

市で家賃等の納付確認ができるまで遅延損害金がかかります。

家賃等の未納が長期に渡ればその分、納付が難しくなります。納付期限内に家賃等を納めるようにしてください。

なお、遅延損害金の納付については家賃等の納付確認後、遅延損害金納入通知書を送付しますので、その納入通知書を金融機関等へ持参してお支払いください。

9 選 定 方 法 に つ い て

- ◆ ひとつの住宅に複数の申込みがあった場合は、公開抽選会を行い、入居候補者及び補欠順位者を決定します。公開抽選会の日時・場所・抽選番号は通知します。
- ◆ 申込者のなかった住宅は、補充募集を行います。
- ◆ 次の世帯は条例により優先的な選考を行うよう配慮しています。

一般世帯の方に比して**確率が2倍（持玉2個）**になります。

項 目	詳 細
高 齢 者 世 帯	①60歳以上の者のみ、又は60歳以上の者と18歳未満の者のみで成立している世帯
ひとり親（寡婦）世帯	②申込日現在で20歳未満の子を扶養し、配偶者等（内縁関係、婚約者及びパートナーシップ関係にある方を含む）のない方で成立している世帯
多 子 世 帯	③18歳未満の子が3人以上同居している世帯
心身障がい者世帯	④身体障害者手帳1～4級を所持されている方がいる世帯 ⑤療育手帳㉠・A・㉢を所持されている方がいる世帯 ⑥精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持されている方がいる世帯
戦 傷 病 者	⑦戦傷病者手帳の第1款症以上を所持されている方がいる世帯
難 病 患 者	⑧障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者の方がいる世帯
原 爆 被 爆 者	⑨原爆被爆者で医療特別手当及び特別手当の受給がされている方がいる世帯
引 揚 者	⑩海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯
ハ ン セ ン 病 者	⑪ハンセン病療養所入所者がいる世帯
D V 被 害 者	⑫DV被害者（配偶者暴力防止等法第1条に定義する「被害者」）の方でP26に記載するア～ウのいずれかに該当する方。
派遣労働者離職退去者	⑬雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方、又はその同居親族に該当することが客観的に証明される方がいる世帯
犯 罪 被 害 者	⑭犯罪被害者世帯犯罪被害者等基本法第16条の規定による犯罪被害者等でP26に記載するア～エのいずれかに該当する方。

公開抽選会について

① 抽選会の出欠について

抽選会への参加は任意です。欠席しても結果に影響はありません。

② 抽選方法

住宅・部屋ごとに抽選器へ該当の申込者の持玉をいれて回し、最初に出た持玉の方が有資格者となり、次に出た持玉の方が補欠となります。

なお、来場者の中から代表者に抽選のお手伝いをさせていただきます。

③ 抽選結果及びその通知について

抽選会では、住宅・部屋ごとに入居資格者1名及び補欠者最大2名を決定します。抽選結果は郵送で通知します。

（補欠の方へは、落選のみの通知をします。）

また、各住宅の当選番号を住宅課及びホームページへ掲出します。

電話による結果等の問合せはご遠慮ください。

◆ DV 被害者の要件について

- ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から5年を経過していない者。
- ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第9条に規定する女性相談支援センターその他の機関による配偶者からの暴力の保護に関する証明書その他これに類する書類が発行されている者

◆ 犯罪被害者の要件について

- ア 犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった者
- イ 犯罪により住宅が滅失し、又は著しく損傷したために居住することができなくなった者
- ウ 住宅を客体とする犯罪により居住することができなくなった者
- エ 犯罪により精神的な後遺症が生じ、医学的に居住することができなくなった者

10 特定公共賃貸住宅について

ここでは、公営住宅の募集内容と異なる部分を記載しています。

特定公共賃貸住宅とは、収入が一定の基準にあって、住宅を必要としている方のために市が建設し、供給する賃貸住宅です。

1 申込み資格について

次の①～⑤のすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 現に同居又は同居しようとする親族がいること。夫婦（婚約者又は内縁関係にある方を含む。）又は、親子を主体とした家族であること。
- ② 入居しようとする家族全員の収入が一定基準内であること（下記に記載）。（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則に定める収入額で、「手取り」ではありません。）
- ③ 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び地方公共団体が賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと。（各税及び家賃にかかる延滞金・遅延損害金も含む）
- ④ 現在、住宅に困っていること。（現在の家賃が高い、部屋が狭いなど）
※市営住宅入居者も申込みできます。入居決定した場合は、入居中の市営住宅は退去することになります。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

2 収入基準について

特定公共賃貸住宅に申込むためには、月額収入が一定基準内であることが必要です。

$$\text{月額収入} = \{ \text{年間総所得} - (\text{基礎控除} + \text{一般控除} + \text{特別控除}) \} \div 12$$

月額収入の基準	158,000 円以上
	487,000 円以下

※15万8千円未満でも、所得の上昇が見込まれるのであれば可。

3 収入基準早見表

＜給与所得者が1名のみ、特別控除がないケース＞

月額収入 (円)	申込みができる年間総収入額 (源泉徴収票の支払金額欄の金額)			
	2人家族	3人家族	4人家族	5人家族
158,000円以上 ～	3,512,000円 ～	3,996,000円 ～	4,472,000円 ～	4,948,000円 ～
487,000円以下	8,248,888円	8,671,111円	9,093,333円	9,515,555円

4 その他

世帯要件、収入要件等が合えば、家賃を一部減額できる制度があります。詳細については住宅課職員におたずねください。

記入例

申込日	令和 7(2025) 年 ○月 ○日	※ 受 付 印 欄		
住 所	〒739 - 8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号			
	マンション・アパート名・号数 東広島アパート 101 号			
申込者 氏 名	東 広 島 太 郎	電話	自宅	(082) 000 - 0000
			携 帯	(090) 0000 - 0000

	番号	住宅名・号数
申 込 住 宅	1	〇〇住宅 〇-〇〇〇号

	ふりがな	続柄	性別	生年月日	年齢	勤務先・学校名等	備考	
	氏名							
申込者	ひがしひろしま たろう	本人	M・F 男・女	大・昭・平・令／西暦	歳	(株)東広島		
	1. 東広島 太郎			4△年3月31日				
同居しようとする家族	ひがしひろしま はなこ	妻	男・女	大・昭・平・令／西暦	歳	無職 (専業主婦)	住所	同 異
	2. 東広島 花子			5〇年5月10日				
	ひがしひろしま じろう	子	男・女	大・昭・平・令／西暦	歳	広島小学校	住所	同 男
	3. 東広島 次郎			2□年10月1日				
	4.		男・女	大・昭・平・令／西暦		広島市〇区〇〇町 1-1	住所	同 異
	5.		男・女	大・昭・平・令／西暦	歳			
6.		男・女	大・昭・平・令／西暦	歳		住所	同 異	

市営住宅に入居したいので、次の事項を確認のうえ、申し込みます。

☒ 申込者及び同居しようとする親族の住民票情報及び暴力団員等該当情報について照会することに同意します。

☒ この申込書の記載事項及び関係書類が事実と反するときは、当該申込みを無効又は失格とされても異議はありません。

本人確認書類	免許証	マイナンバーカード	保険証	在留カード	その他（ ）
--------	-----	-----------	-----	-------	--------

29

●以下の6つの入居申込資格のうち、該当する左の口にチェックをしてください。6つの入居申込資格を全て満たしていることが必要となります。

- ☒ 申込み時点で、東広島市内に居住しているか、又は勤務場所があること。
- ☒ 現に同居又は同居しようとする親族がいること。(単身での申込みの方はチェックしないでください。)
- ☒ 入居しようとする家族全員の収入が一定基準内であること。(申込みのしおり 10 ページ参照)
- ☒ 市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び地方公共団体が賃貸する住宅の家賃を滞納していないこと。
(各税及び家賃にかかる延滞金・遅延損害金も含む)
- ☒ 現在、住宅に困っていること。(現在の家賃が高い、部屋が狭い、持家がないなど)
- ☒ 暴力団員でないこと。

●単身で申込みをされる方は、申込みのしおり 7 ページを参照の上、該当項目に必ず○印をしてください。

単 身 申 込	高齢者	心身障がい者	戦傷病者	原爆被爆者	生活保護
	引揚者	ハンセン病	D V 被害者		

●申込みのしおりの 25 ページの表を参照の上、該当する方のみ該当項目に○印をしてください。

抽選配慮世帯	高齢者	ひとり親世帯	多子世帯	心身障がい者	戦傷病者	難病患者
	原爆被爆者	引揚者	ハンセン病	D V 被害者	派遣労働者離職退去者	
	犯罪被害者					

※単身・抽選配慮世帯の申込者が、該当しないと判明した場合は失格となります。

※単身者資格の「心身障がい者世帯」は、抽選配慮世帯の「心身障がい者世帯」とは要件が異なります。

【市条例に定める優先的な選考を行うよう配慮することとなっている世帯】

高齢者世帯	ア：60歳以上の者のみ、又は60歳以上の者と18歳未満の者のみで成立している世帯
ひとり親世帯 (母子世帯・父子世帯)	イ：申込日現在で20歳未満の子を扶養し、配偶者等（内縁関係及び婚約者を含む）のない方で成立している世帯
多子世帯	ウ：18歳未満の子が3人以上同居している世帯
心身障がい者世帯	エ：身体障害者手帳1～4級を所持されている方がいる世帯 オ：療育手帳①・A・②を所持されている方がいる世帯 カ：精神障害者保健福祉手帳1～2級を所持されている方がいる世帯
戦傷病者	キ：戦傷病者手帳の第1款症以上を所持されている方がいる世帯
難病患者	ク：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス受給者証等の交付を受けている難病患者の方がいる世帯
原爆被爆者	ケ：原爆被爆者で医療特別手当及び特別手当の受給されている方がいる世帯
引揚者	コ：海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる世帯
ハンセン病患者	サ：ハンセン病療養所入所者がいる世帯
D V 被害者	シ：D V 被害者（配偶者暴力防止等法第1条に定義する「被害者」）の方で申込みのしおりのP26に記載するア～ウのいずれかに該当する方。
派遣労働者離職退去者	ス：雇用先からの解雇等に伴い、現に居住している住居から退去を余儀なくされる方又はその同居親族に該当することが客観的に証明される方がいる世帯
犯罪被害者	セ：犯罪被害者世帯犯罪被害者等基本法第16条の規定による犯罪被害者等でP26に記載するア～エのいずれかに該当する方。

市営住宅申込者調査表

記入年月日 令和 7(2025) 年 ○月 ○日

氏名： 東 広 島 太 郎

次の1～3の質問に教えてください。

1. 現在住んでいる住宅は？

☐ 持家	→	(所有者：_____)
☒ 民間借家・賃貸アパート等		(申込者との関係：_____)
☐ 公営住宅・公団住宅・公社住宅		(賃借名義人： 東広島 太郎)
☐ 市営住宅		(申込者との関係： 本 人)
☐ 県営住宅		
☐ その他 (_____)		
☐ その他 (_____)		

2. 公営住宅に入居していたことはありますか？

☒ ある (住宅名： 県営〇〇〇住宅) ☐ ない

3. 現在の家賃はいくらで、誰が支払っていますか？

☒ 払っている (月額： 60,000 円、支払者： 本 人)

☐ 払っていない

4. 現在の住宅で困る理由は？

☒ 家賃が高い ☐ 部屋が狭い ☐ 自立のため

☐ 生活環境が悪い ☐ 通勤・通学に不便

☐ 退去を求められている

(理由：_____)

☐ 離婚

☐ 離婚予定

☐ 結婚予定

☐ その他 (_____)

メ 七

[illegible]